

令和4年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 研究所における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は30件、契約金額は1.2億円である。また、競争性のある契約は23件(76.7%)、1.1億円(90.9%)、競争性のない契約は7件(23.3%)、0.1億円(9.1%)となっている。

令和2年度と比較して、競争性のない契約の件数は横ばいであるが、契約金額は減少した。

表1 令和3年度の研究所の調達全体像 (単位:件、億円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 比較増△減 | |
|----------------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争 入札等 | (81.1%) 30 | (71.1%) 1.8 | (76.7%) 23 | (90.9%) 1.1 | (▲23.3%) ▲7 | (▲37.6%) ▲0.7 |
| 企画競争・ 公募 | (0.0%) 0 | (0.0%) 0 | (0.0%) 0 | (0.0%) 0 | (-) 0 | (-) 0.0 |
| 競争性のある 契約 (小計) | (81.1%) 30 | (71.0%) 1.8 | (76.7%) 23 | (90.9%) 1.1 | (▲23.3%) ▲7 | (▲37.6%) ▲0.7 |
| 競争性のな い随意契約 | (18.9%) 7 | (29.0%) 0.7 | (23.3%) 7 | (9.1%) 0.1 | (0.0%) 0 | (84.7%) ▲0.6 |
| 合計 | (100.0%) 37 | (100.0%) 2.5 | (100.0%) 30 | (100.0%) 1.2 | (▲18.9%) ▲7 | (▲51.3%) ▲1.3 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の令和2年度伸率である。

(2) 研究所における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は8件(26.7%)、契約金額は0.2億円(13.1%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は33.3%の減、金額は87.2%の減)。

表2 令和3年度の研究所の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

| | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 比較増△減 | |
|------|----|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| 2者以上 | 件数 | 25 | (67.6%) | 22 | (73.3%) | ▲3 | (▲12.0%) |
| | 金額 | 1.2 | (50.0%) | 1.1 | (86.9%) | ▲0.2 | (▲15.3%) |
| 1者以下 | 件数 | 12 | (32.4%) | 8 | (26.7%) | ▲4 | (▲33.3%) |
| | 金額 | 1.2 | (50.0%) | 0.2 | (13.1%) | ▲1.1 | (▲87.2%) |
| 合計 | 件数 | 37 | (100.0%) | 30 | (100.0%) | ▲7 | (▲18.9%) |
| | 金額 | 2.5 | (100.0%) | 1.2 | (100.0%) | ▲1.3 | (▲51.3%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札の見直し及び経費節減・効率化の実施の各分野について、それぞれの状況に則した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札の見直し

一者応札の見直しについては、公告期間延長(10日から20日)、仕様書の見直し等により積極的に取り組んでいるところである。しかしながら該当案件の中には、地理的要因や受注側の理由(人員、技術力不足等)によりやむを得ず一者応札となってしまう案件も見受けられる。このため、令和4年度も引き続き一者応札の解消のため、仕様書の明確化や見直し、公告時期の前倒し等環境改善の取組について実施するとともに、前年度に引き続き同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込まれない案件については、調達等合理化検討会及び内部統制推進会議で検証を行った上で、適正な契約方式へ移行するなど、対前年度比一者応札件数の低減を目指す。

【前年度比一者応札件数割合】

(2) 経費節減・効率化の実施

経費節減・効率化の実施については、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」における指摘事項を踏まえ、4法人(研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構)間の連携を推進する場として設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」のもと共同調達を実施している(蛍光管(平成26年度開始)、ドッジファイル(平成27年度開始)、電気供給の調達に係る入札公告(平成29年度開始)、電子書籍(平成29年度開始)、古紙溶解(平成29年度開始)、非常食(平成30年度開始))。

令和4年度も引き続き物品等の共同調達の検討・実施を進め、経費の節減・効率化を図る。

【共同調達の実施件数・節減額】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 適切な契約手続きの観点から、研究所の物品等の調達については、研究所会計規程により、予定価格の多寡に拘わらず、すべての調達について、会計職員のみが発注及び納品検収することとしている。

(2) 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に調達等合理化検討会(総括責任者は総務部長)に付議し、更に内部統制推進会議(議長は理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けるものとする。

ただし、契約締結に緊急を要し、かつ、事業に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、事後的に報告を行うことができることとしている。

【随意契約件数に占める点検件数の割合】

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として、「契約事務の適切な実施について」(平成 27 年 4 月 1 日 出納命令役決定)により、調達担当職員等に以下について周知徹底を図っている。

① 規程等遵守の徹底

② 相互牽制の確立

③ 入札手続きの適切な対応

④ 発注及び納品検収の明確化

(発注者及び発注者以外の職員の立ち会いによる検収)

これらについて業務を行う際に常に配慮するとともに、対応結果を調達等合理化検討会で検証・見直しを行い、調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

【検討・実施結果】

(4) 預け金、契約権限のない研究職員による先行契約といった研究費の不正使用等の防止及び適切な執行を行うため、「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を作成し、研究職員への周知徹底、注意喚起を行っている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務部長を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において調達等合理化に取り組んでいる。

総括責任者 総務部長
副総括責任者 財務課長
メンバー 財務係長、契約係長

また、「内部統制推進会議」において、「調達等合理化検討会」で検討した案件について、点検している。

総括責任者 理事
メンバー 総務部長、総務部各課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、発注した物品・役務・工事等に係る契約について、報告を受け、審査を行い、契約の適正化に関し、事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。